

専門的支援実施加算の体制等状況一覧及び届出書の取扱いについて

令和6年9月
鹿児島県障害福祉課

標記について、こども家庭庁から次のとおり連絡がありました。

【こども家庭庁からの連絡内容】

- 体制等状況一覧では、専門的支援体制加算についてのみ掲げていますが、専門的支援実施加算においても「理学療法士等」が配置されていることを前提に所要の実施要件を満たす場合に所定単位数を算定する加算であるため、その趣旨からして、届出書によりあらかじめ「理学療法士等」が配置されていることを確認することが適切であると考えております。
- ただし、本加算は「実施加算」であり、その算定の適否については、最終的には請求時の実績記録表による確認も要することから、体制等状況一覧表による届出までは求めていません。
- なお、本加算の届出書については、別途指定権者による管理を行っていただくことまでは想定しておらず、事業者においてその算定の適否の判断において活用いただくものであり、体制等状況一覧で、専門的支援体制に関して「あり」と選択していなくとも、専門的支援実施加算の算定は可能となっております。

【本県の取扱い】

以上から、本加算（「専門的支援実施加算」をいう。以下同じ。）の算定については、県地域振興局・支庁への届出書の提出は必須としないこととしますが、本加算を算定する場合は、事業者におけるその算定の適否に関する判断の根拠として、「(体制加算 別紙5-2) 専門的支援実施加算に関する届出書」を作成の上、保管しておいていただきますようお願いいたします。

2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

④専門的支援体制加算／⑤専門的支援実施加算【専門的支援加算・特別支援加算の見直し／新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

単位数 (新旧)

【現行】
専門的支援加算
 <児童発達支援センター (障害児)>
 理学療法士等を配置 区分に応じて22～62単位/日
 児童指導員を配置 同 15～41単位/日
 <児童発達支援事業所 (障害児)>
 理学療法士等を配置 区分に応じて75～187単位/日
 児童指導員を配置 同 49～123単位/日
 ※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
特別支援加算 54単位/回
 ※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合 (専門的支援加算を算定している場合は算定できない)



【改定後】
専門的支援体制加算…①
 <児童発達支援センター> 区分に応じて15～41単位/日
 <児童発達支援事業所 (障害児)> 同 49～123単位/日
専門的支援実施加算 150単位/回 (原則月4回を限度)…②
 ※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合
 ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合 (専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度 (放デイは月2回～最大月6回を限度))

ポイント 要・都道府県への届出 (人材の配置)

○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合 (体制加算) 及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合 (実施加算) に、それぞれ算定するもの (両加算を併せてとることが可能)

【主な要件】

<専門的支援体制加算>
 ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 (※)、児童指導員 (※)、心理担当職員 (心理学修了等) 又は視覚障害児支援担当職員 (研修修了等)) を1以上配置 (常勤換算) していること
 (※) 保育士・児童指導員は資格取得・任用から5年以上児童福祉事業に従事したものに限定

<専門的支援実施加算>
 ・理学療法士等を配置 (常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可) し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った5領域のうち特定 (又は複数) の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。
 なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団 (5名程度まで) 又は基準人員を配置した上での小集団 (2まで) の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること
 ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
 ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること
 ・対象児ごとの支援記録を作成すること

○ 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定
 児童発達支援：限度回数4回 (月利用日数12日未満の場合) 同6回 (同12日以上の場合)
 放課後等デイサービス：限度回数2回 (月利用回数6日未満の場合) 同4回 (同6日以上12日未満の場合) 同6回 (同12日以上の場合)

【参照法令等】報酬告示：第1の1の注9、8 (児発)、第3の1の注8、6 (放デイ)
 基準告示 (270)：1の4、1の6 (児発)、7、(放デイ)

専門的支援実施加算に関する届出書

1 事業所の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了

3 理学療法士等	理学療法士	名
	作業療法士	名
	言語聴覚士	名
	心理担当職員	名
	保育士（児童福祉事業経験5年以上）	名
	児童指導員（児童福祉事業経験5年以上）	名
	視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者	名

備考1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 配置する職員の資格を証明する書類を添付してください。

3 保育士・児童指導員については実務経験を証明する書類を添付してください。

4 保育士・児童指導員については、資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有している必要があります。

5 資格等を求める配置については、配置する職員の資格等を証明する書類を添付してください。